

議院証言法による告発の効力の及ぶ範囲

——ロッキード事件（全日空ルート）若狭関係上告審判決——

最高裁平成四年九月一八日第三小法廷判決

（昭和六一年（あ）第一二九七号外国為替及び外國貿易管理法違反、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律違反被告事件）

（刑集四六巻六号三五五頁、判例時報一四三六号三頁、判例タイムズ七九八号七六頁）

森 直 樹

△事実の概要△

本判決は、いわゆるロッキード事件のうち全日空ルートにおける若狭関係の上告審判決である。被告人に対する起訴事実は、およそ次のようなものである。被告人（全日空社長）は、全日空の簿外資金とするため、法定の除外事由がないのに、ロッキー・ダド社から裏金一億六三〇〇万円余りを受領したとして外為法違

反で起訴された。また、米上院外交委員会におけるロッキード社コーチャン副会長らの証言から発覚した航空機売り込みに関する疑惑をめぐって、昭和五一年二月一六日および同年三月一日に実施された衆議院予算委員会の証人喚問の席で、被告人はそれぞれ、全日空がロッキード社から正式な契約によらないで金錢を授受して、簿外の金錢としたことを否定する旨の証言（「簿外資金関係の陳述」）、大庭全日空前社長とマクダネル・ダ

グラス社との間にDC-10型機のオプション契約が存在したことを否定する旨の証言（「大庭オプション関係陳述」）を行ったところ、同委員会は、「大庭オプション関係陳述」のみについてこれを偽証であるとして議院証言法六条一項違反の罪で、告発した。この告発を受けた東京地検は、「大庭オプション関係陳述」および「簿外資金関係の陳述」に関する偽証を公訴事実として議院証言法六条一項の違反で被告人を起訴したものである。

第一審（東京地判昭和五七年一月二六日判時一〇四五号二四頁）は、検察側の主張を大筋で認め、被告人を懲役三年、執行猶予五年の有罪判決を言い渡した。特に、議院証言法八条の告発の効力について、告発不可分の原則が適用されるとし、被告人の陳述が一罪であることを前提として告発状には適示されていない「簿外資金関係の陳述」についても有効であり、公訴事実は訴訟条件を欠くものではないと判断した。

これに対し、弁護側は、事実誤認、議院証言法の憲法違反等を主張して控訴し、また、検察側も量刑不当を主張して控訴したが、第二審（東京高判昭和六年五月二八日判時一二〇五号一〇三頁）は、双方の控訴を棄却した。特に、議院証言法八条の告発の効力について、「議院の自治を重んずべしとする議院証言法の一般的特質に関し論述する部分については当裁判所もこれを首肯するに足るものと考える。しかしながら、議院においてすら告発しない事実について裁判所が偽証罪として処断する

ことが、明らかに告発者の意思に反する場合、或いはそうすることによって議院の自律権能を明らかに侵害する結果を招来する場合は同条項の特質に鑑み、告発不可分の原則の例外をなすものとしてその挙に出ることは許されないとしても、これらの事情の認められない本件においては原則に立って、告発の効力は一個の宣誓手続のもとになされた一罪の全部に及ぶものと解されるから、その効力は所論簿外資金に関する偽証の事実にも及ぶものと解するのが相当である。」として、結論としては、第一審と同様に、告発不可分の原則の適用を認め、本件公訴を適法としたが、一般論としては、事案によって告発不可分の原則の適用が除外されることを判示している点で第一審とは異なった判断をした。

そこで、被告人から上告がなされた。議院証言法に関する上告趣意はおよそ次のようなものである。

△上告趣意▽

- (1) 議院証言法は証人尋問方法についての規定を欠き憲法三一条に違反する。
- (2) 議院証言法による証人喚問は、将来被疑者被告人となる可能性のある者でも強制的に出頭を命じ供述を強要するものであるから、被疑者被告人に保障された黙秘権を侵すもので憲法三八条一項に違反する。
- (3) 被告人の証言中簿外資金に関する部分は、議院の告発が

ないので公訴を棄却すべきである。すなわち、①「告訴不可分の原則」を議院証言法に基づく議院等の告発についてまで適用するのは、国会の自律権を侵害する。②仮に議院証言法に基づく告発に告訴不可分の原則が適用されるとしても、本件における「大庭オプション部分」と「簿外資金部分」とは包括一罪といふべきであり、この場合には告訴不可分の原則が適用されず、したがって、本件告発の効力は、「大庭オプション部分」にしか及ばないから、訴訟条件が欠如している「簿外資金部分」に関する公訴提起及び有罪認定には違法がある。

△判旨▽

上告棄却。

(1) 上告趣意(1)に関しては、議院における証人尋問の範囲、方法等についてどのように規定するかは本来立法政策の問題であり、これらの規定を欠いた議院証言法は直ちに違憲とはいはず、上告理由に当たらないとした。

(2) 上告趣意(2)に関しては、議院証言法四条は民訴法「八〇」条の規定に該当する場合に証言を拒むことができる旨を規定し、

証人自身が刑事上の訴追又は処罰を招くおそれのある事項に関する証言を拒絶する権利を保障しているのであるから、議院証言法に基づく証人尋問が憲法三八条一項に違反するとはいはず、上告理由に当たらないとした。

(3) 上告趣意(3)に関しては、職権判断により次のように判断

した。

① 「議院証言法六条一項の偽証罪について同法八条による議院等の告発が訴訟条件とされているのは、議院の自律権能を尊重する趣旨に由来するものであることを考慮に入れても、議院等の告発が右偽証罪の訴訟条件とされることから直ちに告発の効力の及ぶ範囲についてまで議院等の意思に委ねるべきものと解さなければならないものではない。議院証言法が偽証罪を規定した趣旨等に照らせば、偽証罪として一罪を構成すべき事実の一部について告発を受けた場合にも、右一罪を構成すべき事実のうちどの範囲の事実について公訴を提起するかは、検察官の合理的裁量に委ねられ、議院等の告発意思是、その裁量権行使に当たって考慮されるべきものである。」

② 「議院証言法六条一項の偽証罪については、一個の宣誓に基づき同一の証人尋問の手続においてされた数個の陳述は一罪を構成するものと解させるから、右数個の陳述の一部分について議院等の告発がされた場合、一罪を構成する他の陳述部分についても当然に告発の効力が及ぶものと解するのが相当である。」

△研究▽

一 本判決の意義は、議院証言法六条一項違反の罪についても告発の効力の客観的不可分の原則の適用を認めた初めての最高裁判例であるという点にある。

二 議院証言法に関する議院における偽証等の告発について
昭和二十四年最高裁大法廷判決⁽¹⁾は、「特に同法第八条本文及び但書のごとき特別の規定を設けた趣旨に従すれば議院内部の事は、議院の自治問題として取扱い同罪について同条所定の告発を起訴条件としたものと解するを相当とする」として、議院等の告発義務は、明文の規定がないものの、同法六条一項の偽証罪についての訴訟条件であると判示し、また、このような見解が判例法上確立してきた。その理由として、議院における偽証罪は議院内部の事柄であるから、議院の自治に委すべきであること、該議院は、告発しないことを議決することができる」と規定し、告発をするかしないかを、議院の自治に委ねていることが挙げられる。

しかしながら、他方、本罪は非親告罪として解釈すべきであるとする見解もある。その理由として、本罪の保護法益は、刑法上の偽証罪と同じく国家の審判権の行使の適正にあるが、このような法益が侵害された場合には、単に議院内部の問題として自律的に処理することは適切ではないこと、本法の立法過程において、告発を訴訟条件とする案は、採用されず、後に、あらたに、不告発議決に関する八条の規定が加えられたことが挙げられる⁽²⁾。

思うに、国政調査権に基づいて証人の喚問をした立法機関が偽証罪と考えず、または偽証罪と考えたにしても処罰を必要と

しないと考えたものを、検察官が起訴できるとすることは、考えようによつてはその証人が特に政治家であるときは検察、司法が立法に過度に干渉することになりかねず、このことからして本罪における告発は訴訟条件として解されるのが妥当であろう。ただ、本件において、被告弁護側は、この問題に関しては上告趣意において何ら示されていないことから、本罪における告発が訴訟条件であることを容認していると思われる。

三 次に、本罪に関する罪数について、被告弁護人の上告趣意は、「大庭オプション関係陳述」と「簿外資金関係の陳述」とは包括一罪の関係にあるとして、告発不可分の原則の適用はない旨を主張した。これに対して、本判決は「一個の宣誓に基づき同一の証人尋問の手続においてされた数個の陳述は一罪を構成する」と判示したものの、この場合の一罪が単純一罪を構成するのか科刑上一罪を構成するのかについては何ら言及されてはいる。恐らく、判例は、従来、単純一罪であっても科刑上一罪であっても告発不可分の原則の適用を認めていることからして、その区別が告発不可分の原則の適用に何ら影響を与えるものではないとして言及しなかつたものと思われる⁽³⁾。

思うに、証人の陳述は、一連のものとして行われ、その信用性も全体として判断されるべきものであるから、証人に対する一連の尋問手続がすべて終了したとき偽証罪の既遂となると解されるから、その罪数についても、個々の陳述ごとに罪が成立するものではなく、一回の尋問手続における一連の陳述が全体

として単純一罪とみるべきである⁽⁴⁾⁽⁵⁾。したがって、本件における「大庭オプション関係陳述」の偽証と「簿外資金関係の陳述」の偽証とは単純一罪の関係にあるといえる。しかしながら、本判決が一罪を理由に議院証言法八条一項における告発の効力として一律に告発不可分の原則が適用されると判断したことは一考を要すると思われる所以、次にこの点について少し検討してみたいと思う。

四 告発不可分の原則とは、(1)一個の犯罪の一部について告発又はその取消があったときは、原則として全部についてその効力が生ずるということ（客観的不可分の原則）、(2)共犯者の一人又は数人に対してなされた告発又はその取消は他の共犯者にも効力を生ずるということ（主観的不可分の原則）である。告発を訴訟条件とする罪について、刑事訴訟法二三八条一項が主観的不可分の原則の適用を規定しているが、本件で問題となっているような客観的不可分の原則の適用については明文ではなく、判例学説に委ねている。

まず、判例は、税法違反事件において、「当該官吏の告発は公訴提起の有効条件であるけれども、一個の犯罪事実の一部に対する告発は、その全部について効力を生ずるものと解すべきである。」として、客観的不可分の原則の適用を認め、公訴事実が、告発書に記載された各月の逋脱行為とその数量を異にしたとしても、公訴は適法であると判示している⁽⁶⁾。また、本件と同様問題となっている議院証言法八条の告発の効力の範囲につ

いても、下級審判決⁽⁷⁾ではあるが、「告発を待つて受理すべき事件」についての告発の効力は一罪の全部に及ぶとの原則（告発の不可分の原則）は、議院証言法第八条所定についてもひとしく妥当するものと解すべきである」と判示して、告発の客観的不可分の原則の適用を認めたものがあり、本件第一審判決も同様の立場にあるといえる。したがって、本判決は、この点についての最高裁としての立場を明確にしたといえる。ところが、本件第二審判決は、「議院においてすら告発しない事実について裁判所が偽証罪として処断することが、明らかに告発者の意思に反する場合、或いはそうすることによって議院の自律機能を明らかに侵害する結果を招来する場合は同条項の特質に鑑み、告発不可分の原則の例外をなすものとしてその挙に出ることは許されないとしても、これらの事情の認められない本件においては原則に立って、告発の効力は一個の宣誓手続のもとになされた一罪の全部に及ぶものと解される」として、事案によつては告発の客観的不可分の原則の適用が除外される旨を判示している。このことは、税法違反事件においては、告発が訴訟条件とされている理由が、国税犯則取締法一四条にいう通告処分との競合を避けるためであるとされており、そのような競合がない場合に客観的不可分の原則を認めることには問題がないと解されるとしても、本件のような場合においては、国会の自律機能を根拠にある程度告発権者の意思を尊重して告発不可分の原則の適用を制限しようとする趣旨であろうと思われる。この点

で、議院証言法第六条一項違反の罪についても一律に告発の客観的不可分の原則の適用を認めた本件最高裁の判断とは異にしているといえる。

また、学説は、(1)「他の国家機関の独立性を尊重し、三権分立による国家機関の権限の抑制を考慮」して、告発の効力は、主觀的にも客觀的にも同一性の範囲内に限られ、「検察官は告発書に指定された人と指定された事実に加えて、共犯者を起訴したり、たとえ同一日時、同一場所での証言中の事項であっても、全く別個の事実を訴因とし、または告発書に指定された人と指定された事実に代えて別個の人と別個の事実を訴因として公訴を提起することはできない」として、本件の場合には告発の客觀的不可分の原則の適用を否定する青柳教授の見解⁽⁹⁾、(2)「議院等の告発により、当該偽証の罪につきそれに関与した犯人の全ての処罰を求める議院等の意思を確認するとの限度において、議院の自治権能を尊重しつつ、処罰すべき事実及び人の範囲については、公益の代表者たる検察官に委ねる」べきであるとして、本件の場合にも告発の客觀的不可分の原則の適用を一律肯定する東條參事官の見解⁽¹⁰⁾、(3)告訴人の希望なしし意向にとくに不合理なところがなくまた公訴権の運用に格別の問題も生じない科刑上一罪の各部分の被害者が同一であってその一部について告訴がなされた場合には、告訴人の意思が一部の親告罪に限定する意思であれば、その意思を尊重して客觀的不可分の原則の適用を認めないとする高田教授の見解⁽¹¹⁾などが主張され

ている。

思うに、議院証言法の偽証罪にも告発の客觀的不可分の原則の適用が一律に認められる解するのが妥当であろう。その理由としては、龍岡・大谷調査官の主張が参考になるものと思われる。⁽¹²⁾すなわち、(1)議院の自治を尊重するとしても、その告発が訴訟条件であるからといって、必ずしも議院等が告発の及ぶ効力の範囲を決定できると解されるものではないこと。つまり、議院の自治は、国勢調査権の適正な行使が妨げられたという意味で、議院等に告発という形で処罰の意思の有無を確認するという範囲で認められるにすぎず、処罰すべき事実及び人の範囲については、検察官に委ねることが妥当であると考えられるということである。(2)被害者の意思を尊重する刑法上の親告罪においても、告訴の客觀的不可分の原則の適用があると解されていること。しかし、高田教授⁽¹³⁾が主張されているように、科刑上一罪にある場合は、告訴人の意思を尊重して、告訴の客觀的不可分の原則の適用の例外を認めるべきであるが、本件における「大庭オプション部分関係」の偽証陳述と「簿外資金部分関係」の偽証陳述とは単純一罪と考えるべきものであつたことから、この場合に告発の客觀的不可分の原則の適用を認めたとしても問題はなかろう。また、(3)議院等の意思を尊重すると、告発の客觀的不可分の原則の適用において例外を認めざるをえなくなること。(4)どのように議院等の告発の意思内容を解釈するかその判断方法等について困難な問題が生ずること。以上

のことから、本件判決が議院証言法における偽証罪の告発の効力について客観的不可分の原則の適用を認めたことは妥当であったと思われる。

しかし、本判決も、「偽証罪として一罪を構成すべき事実の一部について告発を受けた場合にも、右一罪を構成すべき事実のうちどの範囲の事実について公訴を提起するかは、検察官の合理的裁量に委ねられ、議院等の告発意思是、その裁量権行使に当たって考慮されるべきものである」と判示していることからして、議院等の告発の意見を全く考慮しないものではないと解される。

五 最後に、本判決の射程範囲について少し述べたいと思う。まず、本法偽証罪の罪数関係は、刑法上及びその他の特別法上の偽証罪の罪数関係に影響を及ぼし、また、告発の客観的不可分の原則の適用に関しては、告発を訴訟条件とする法律は、現行法上、議院証言法八条以外にも国税犯取締法一三条一項但書、一四条二項、一七条、関税法一三七条一項但書、一三九条、私的独占禁止法七三条一項があり、これらの場合に影響を与えると思われる。

〔注〕

(1) 最大判昭和二四年六月一日刑集三卷七号九〇一頁。なお、最大判昭和二四年六月一三日刑集三卷七号九九八頁参照。

(2) 福原忠男「国会における証人喚問の諸問題」法律タイムズ三卷七号二六頁。

(3) 税法違反事件ではあるが、科刑上一罪についても告発の客観的不可分の原則を認めたものとして、最決昭和三八年三月一九日刑集一七卷二号一〇二頁。

(4) このような見解としては、團藤重光編『注釈刑法』(4)〔團藤〕(一九六八年)二五四頁、大塚仁他編『大コンメンタール刑法第六巻「池上」』(一九九〇年)二八六頁。

(5) 判例も同様に、証人として予審判事の訊問を受けた際、二個の事実を隠蔽し虚偽の陳述を行ったという事案において、「同一事件ニ付同一予審廷ニ於テ同一被告人ヲ曲庇スル為メ偽証ヲ為シタルモノニシテ一箇ノ偽証罪ヲ構成スル」(大判大正四年一二月六日刑録二一輯二〇二七頁)と判示している。

また、一個の民事訴訟事件の一つの審及において証人が一つの宣誓の下に数個の虚偽の陳述を行つたという事案においても、「本来的單一ノ偽証罪ヲ構成スルモノニシテ、其各陳述毎ニ各別ナル偽証罪ヲ構成スルモノニ非ス」(大判昭和一六年三月八日刑集二〇巻五号一六九頁)と判示している。なお、東京地判昭和五五年七月二十四日刑月一二巻七号五三八頁、東京地判昭和五九年四月二七日刑月一六巻三二四号一八〇頁参考照。

(6) 最決昭和三〇年一一月一日刑集九巻一一号二三五三頁。

他に、最決昭和三八年三月一九日刑集一七巻二号一〇二頁参考照。

(7) 東京地判昭和五五年七月二十四日刑月一二巻七号五三八頁(日商岩井不正事件(海部関係)第一審判決)。同旨として、

東京高判昭和五九年四月二七日刑月一六卷三二四号一八〇頁
（ロッキード事件（小佐野ルート）控訴審判決）がある。

(8) 龍岡資晃・大谷直人「時の判例」ジュリスト一〇一五号
二七三頁。

(9) 青柳文雄「訴訟条件としての告発」警察学論集三一卷三
号一二頁。

(10) 東條伸一郎「訴訟条件としての告発と告訴不可分の原則
の関係」警察学論集三一卷四号五二頁。

(11) 高田卓爾「告訴の不可分」『団藤重光博士古希祝賀論文
集第四卷』（一九八五年）一七五頁以下。

(12) 龍岡・大谷・前掲書一七三頁。

(13) 高田・前掲書一七五頁以下。